

令和6（2024）年 4月1日更新

介護職員初任者研修課程に関する情報

（1）法人情報

①設置者の法人種別、名称並びに主たる事務所の所在地及び連絡先

神奈川県（〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通り1）

②法人代表者の氏名

花田 忠雄（教育長）

③研修事業担当者

熊坂 和也（校長）

（2）研修機関情報

①事業所の名称・住所

神奈川県立津久井高等学校全日制課程福祉科

〒252-0159

神奈川県相模原市緑区三ヶ木 272-1

②理念（校訓）

気品 本校生徒として気品高く堅持する。
勉学 独創をもととし、勉学にいそしむ。
健康 健康を大切にし、困難に負けない勇気と知性を持つ。
協力 明朗と友愛を以て互いに協力する。
自治 生徒会、部活動等の自治活動の向上を図る。
責任 社会の一員としての責任と義務を体得する。
友好 国際社会の友好と発展に尽くす資質を養う。

③学則

神奈川県立津久井高等学校学則

第1章 総 則

（名称）

第1条 この学校の名称を、神奈川県立津久井高等学校（以下「津久井高校」という。）と定める。

（目的）

第2条 津久井高校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を施すことを目的とする。

(位置)

第3条 津久井高校の位置は、神奈川県相模原市緑区三ヶ木 272 番地の 1 とする。

(課程及び学科)

第4条 津久井高校の課程及び学科は、全日制の課程普通科、同課程福祉科及び定時制の課程普通科とする。

(定員)

第5条 生徒の定員は、別に定めるところによる。

(修業年限)

第6条 修業年限は、全日制の課程にあつては3年、定時制の課程にあつては3年又は4年とする。

2 生徒がこの学校に在学することができる年数は、全日制の課程にあつては6年、定時制の課程にあつては8年とする。ただし、校長が6年又は8年を超えて在学することについて特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第2章 学年、学期、休業日等

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の3学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(第3号に該当するものを除く。次号において同じ。)
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業日として校長があらかじめ教育長に届け出た日
- (4) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日(前3号に該当するものを除く。)

2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第9条第1項に定める学年で通算して60日以内とする。

(振替授業)

第10条 校長は、学校行事としての体育祭、文化祭等恒例の行事を行う場合、その他教育の実施上特別の事情がある場合は、授業日と休業日を、又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることがある。

(臨時休業)

第11条 校長は、非常変災その他急迫の事情がある場合又は教育の実施上特に必要と認める場合は、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程及び教科書等

(教育課程)

第12条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。

2 各教科に属する科目及び特別活動の単位数及び授業時数は、校長が別に定める。

(教科書等)

第 13 条 津久井高校において使用する教科書(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和 23 年法律第 132 号)第 2 条に規定する教科書をいう。)は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が採択したものとする。

2 前項に規定する教科書がない場合には、校長が選定する他の適切な教科用図書を使用することがある。

第 4 章 修了及び卒業の認定等

(修了の認定、卒業の認定及び卒業証書の授与)

第 14 条 校長は、各学年の課程の修了を認定するに当たっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行い、すべての課程を修了したと認めた生徒には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(卒業認定等の基準)

第 15 条 前条に規定する卒業の認定等にかかる基準及び手続は、校長が別に定める。

(原級留置)

第 16 条 校長は、当該学年の所定の教育課程を修了することができなかつた生徒について、教育上必要があるときは、その者を原級に留め置くことがある。

第 5 章 入学、転学、休学、退学等

(入学資格)

第 17 条 津久井高校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) その他校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(編入学資格)

第 18 条 第 2 学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を終了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の志願)

第 19 条 津久井高校に入学を志願する者は、指定された期間内に入学願書その他所定の書類を校長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選抜)

第 20 条 入学者の選抜は、教育委員会の定めるところに従い、校長がこれを行う。

2 編入学者の選抜は、校長が別に行う。

(入学の許可及び手続き)

第 21 条 入学の許可は、校長がこれを行う。

2 入学を許可された者は、指定された日までに、学校所定の書類を校長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(転学)

第 22 条 校長は、他の高等学校からこの学校に転入学を志望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り、転入学を許可することがある。

2 転入学を志望する生徒は、転入学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 転入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第 23 条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転籍)

第 24 条 校長は、全日制の課程及び定時制の課程相互の間の転籍を志望する生徒があるときは、修得した単位に応じて、相当学年に転籍させることがある。

(休学及び退学)

第 25 条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため休学又は退学しようとするときは、保護者等は、休学願又は退学願に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年を超えることはできない。

3 校長は、生徒のうち休養又は療養の必要があると認める者があるときは、休学を命ずることがある。

(復学及び再入学)

第 26 条 休学中の生徒が休学期間の満了前に復学しようとするときは、保護者等は、復学願に医師の診断書等その事実を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 中途退学した生徒が再入学しようとするときは、再入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 再入学者の選抜は、校長がこれを行う。

(欠席)

第 27 条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため欠席しようとするときは、保護者等は、欠席届を校長に提出しなければならない。

(出席停止)

第 28 条 校長は、生徒が感染症にかかり、又はそのおそれがあるときは、その者に対し出席を停止させることがある。

(忌引)

第 29 条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、これを許可することがある。

(氏名又は住所の変更)

第 30 条 生徒は、氏名又は住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

2 保護者等の変更又はその氏名もしくは住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

第6章 賞罰

(表彰)

第 31 条 校長は、他の生徒の模範となる生徒を表彰することがある。

(懲戒)

第 32 条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により、訓告、停学及び退学の処分とする。ただし、退学は次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 授業料等

(授業料等)

第33条 入学検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、県立学校の授業料等の徴収に関する条例（昭和33年神奈川県条例第3号）の定めるところによる。

2 校長は、正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されないときは、当該生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがある。

第8章 職員組織

(職員組織)

第34条 津久井高校の職員組織は、校長が別に定めるところによる。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日の前日においてこの学校に在学する生徒の在校年限については、次の各号に掲げる生徒の区分に応じ、当該各号の定める日までの間は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に全日制の課程に入学した生徒
平成26年3月31日
 - (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に全日制の課程に入学した生徒
平成27年3月31日
 - (3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に定時制の課程に入学した生徒
平成27年3月31日
 - (4) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に定時制の課程に入学した生徒
平成28年3月31日
 - (5) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に定時制の課程に入学した生徒
平成29年3月31日
 - (6) 第1号及び第2号に掲げる期間以外の期間に全日制の課程に入学した生徒
平成25年3月31日
 - (7) 第3号から第5号までに掲げる期間以外の期間に定時制の課程に入学した生徒
平成26年3月31日

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

④介護福祉士養成施設の研修施設、図書室（蔵書数を含む）等の設備の概要

| 教室等の名称 | 面 積 | 共用先 | 教室等の名称 | 面 積 | 共用先 |
|-----------|----------------------|-----|--------|----------------------|------|
| 普通教室A | 71.0 m ² | なし | 入浴実習室 | 71.0 m ² | なし |
| 普通教室B | 71.0 m ² | なし | 看護実習室 | 76.8 m ² | なし |
| 普通教室C | 71.0 m ² | なし | 調理実習室 | 115.2 m ² | 学内共用 |
| 講師控室 | 38.4 m ² | なし | 被服実習室 | 115.2 m ² | 学内共用 |
| 介護実習室 | 100.4 m ² | なし | 図書室 | 184.3 m ² | 学内共用 |
| 介護実習室（和室） | 14.8 m ² | なし | 事務室 | 106.6 m ² | 学内共用 |

※図書室蔵書数：約 22,000 冊 土地面積：35619,5 m² 建物延面積：11706,4 m²

（3）研修の概要

①対象者

本校福祉科 2 学年

②定員

40 名

③研修受講までの流れ（募集、申し込み）

募集・申込 ⇒ 神奈川県教育委員会
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/40/4020/index.html>

資料請求先 ⇒ 神奈川県立津久井高等学校
〒252-0159 神奈川県相模原市緑区三ヶ木 2 7 2 番地の 1
電話：042-784-1053 / FAX：042-784-7960

④費用

| | |
|-------------------|--------|
| 介護職員初任者研修課程用テキスト代 | 5,500円 |
| 訪問介護実習費 | 1,000円 |
| 検便検査代 | 1,200円 |
| 賠償責任保険加入費 | 250円 |

⑤留意事項、特徴、受講生へのメッセージ

カリキュラムを全て出席し、技術演習における習得度評価及び筆記試験による修了評価の認定基準を超えている受講者に対し、修了証明書を発行する。

(4) 課程責任者

①課程編成責任者

福祉科教諭 依田 春佳
「福祉」教員免許
社会福祉士
介護福祉士

(5) 研修カリキュラム

①カリキュラム

| 1 職務の理解 | |
|-------------------|--|
| 項目名 | 講義内容及び演習の実施方法 |
| ① 多様なサービスの理解 | 【講義内容】 ・介護者が働くサービス現場にどのようなものがあるか、介護保険制度で提供されるサービスや介護保険以外のサービスについて理解する。 【演習内容】 ・介護サービスにはどのようなものがあるか、インターネットなどを活用して調べ、サービス一覧をグループで作成する。 |
| ②介護職の仕事内容や働く現場の理解 | 【講義内容】 ・各種の介護職場を例にとり、職業としての介護について知識を深める。 ・事例を活用して、介護職としてのサービス提供のあり方などを考える。 ・現場職員の体験談などから介護の資格やキャリアシステムについて理解する。 ・ケアプランから始まるサービス提供にいたるまでの一連の流れとそれに携わる多職種との関係や介護保険以外のサービスの活用などについて理解する。 |

| 2 介護における尊厳の保持・自立支援 | |
|--------------------|--|
| 項目名 | 講義内容及び演習の実施方法 |
| ①人権と尊厳を支える介護 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権や尊厳を守ることの重要性を、その背景となる考え方やしくみ、個人を守る制度や法律（個人情報保護法など）について理解する。 ・事例を活用し虐待防止や身体拘束、その対応について考える。 <p>【演習内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・QOL「生活・人生の質」についてグループワークをおこない、意見をまとめることで考えを深める。 ・ノーマライゼーションの理念が生まれた背景やその実現に向けた取り組みなどDVD教材などを活用して理解する。 |
| ②自立に向けた介護 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立に向けた介護の重要性や意義、介護予防や重度化予防の視点から今日の「介護」のあり方を考えさせる。 <p>【演習内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自立とは何か」様々な事例を提示し、自立の概念を自ら考えさせる。 ・自己選択と・自己決定の重要性についてDVD教材などを活用して理解させる。 |

| 3 介護の基本 | |
|------------------------|--|
| 項目名 | 講義内容及び演習の実施方法 |
| ①介護職の役割、専門性と多職種との連携 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護の理念や介護職の専門性とそのケアに関わる他職種について理解する。 ・利用者の生活の拠点となる場を理解する。 ・地域で生活する利用者が必要とするサービスを考え、地域で支えるための施策や地域包括ケアの役割などについて、インターネットや地域広報誌などの情報を活用し理解する。 <p>【演習内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護に携わる専門職やチームケアの重要性について、DVD 視聴などから理解する。 |
| ②介護職の職業倫理 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士の倫理綱領等を具体的にとりあげ、介護職に求められる倫理や、専門家としての社会的責任を理解し、倫理に根ざした姿勢、支援の方法を考えさせる。 |
| ③介護における安全の確保とリスクマネジメント | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリ・ハットに関する事例をとりあげ、介護現場で起こりうる危険について理解を深める。 ・介護事故が起こってしまったときの対応指針をとりあげ理解する。 ・感染対策について過去の事例をとりあげ、介護職としての感染予防の基本知識を身につける。 |
| ④介護職の安全 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の心身の健康と安全対策について必要な知識を講義する。 |

| 4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 | |
|-----------------------|---|
| 項目名 | 講義内容及び演習の実施方法 |
| ①介護保険制度 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度創設の背景と目的について統計資料などのデータを取りあげて理解する。 ・介護保険制度のしくみや財源、サービス事業者の指定などについての知識を深める。 |
| ②医療との連携とリハビリテーション（１） | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療職が行う医行為と、介護職が行うことができる医行為の境界線について具体的な事例を活用して理解する。 ・介護職とリハビリテーションに携わる専門職との連携や看護職と介護職の連携について理解する。 |
| ②医療との連携とリハビリテーション（２） | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションに携わる専門職やリハビリテーションの過程などを通して、介護職がどのように連携をとる必要があるかを理解する。 <p>【演習内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションを積極的におこなっている高齢者施設の DVD を視聴し、リハビリテーションに介護職としてどのように携わっていくかをグループで話し合いまとめる。 |
| ③障害福祉制度およびその他の制度 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉制度の背景、基本的な構造、しくみと運営の現状について講義を行う。 ・個人の権利を守るその他の制度として、生活保護制度、成年後見制度、日常生活自立支援事業、虐待防止制度などの事例を通して適切な制度の利用とサービスの組み合わせにより、生活支援が可能となることを理解する。 |

| 5 介護におけるコミュニケーション技術 | |
|----------------------|--|
| 項目名 | 講義内容及び演習の実施方法 |
| ①介護におけるコミュニケーション | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割について講義する。 <p>【演習内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傾聴や共感など、コミュニケーションの基本をペアになって演習し、理解を深める。 ・利用者の状態や状況に応じたコミュニケーション技法を理解するために関連 DVD を視聴し理解する。 |
| ②介護におけるチームのコミュニケーション | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録における情報の共有化について、介護記録などの具体例を提示し、どのような観察や記録がされているのかを理解し、その情報がどのようにチームケアに活用されているのか、ケースカンファレンスにどのように活用されているのかを考える。 ・チームのコミュニケーションの中で重要な、報告・連絡・相談について理解する。 <p>【演習内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例を活用し、記録の記入法、報告の方法などについて実際に取り組むことで理解を深める。 |
| 6 老化の理解 | |
| 項目名 | 講義内容及び演習の実施方法 |
| ①老化に伴うこころとからだの変化と日常 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老化のメカニズムや老化の特徴について知り、高齢者の介護における基本的な留意点を理解する。 <p>【演習内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シニアセットを使用し高齢者疑似体験をおこなう。老化によってどのような行動が制限されるのか、心理的な影響はどのようなものか考える。 |
| ②高齢者と健康 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に多い疾病や生活習慣病や老化に伴う疾患について知り、日常における高齢者の生活支援の留意点を理解する。 |

| 7 認知症の理解 | |
|--|---|
| 項目名 | 講義内容及び演習の実施方法 |
| ① 認知症を取り巻く状況 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の高齢者の行動や心理症状の理解を通して、共感的な姿勢で関わるケアについて理解する。 ・ 認知症の原因となる主な疾患やその症状、ケアの方法について理解する。 ・ 健康管理が認知症を予防するためにも重要であることを理解する。 |
| ② 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症や認知症に似た症状について知り、その診断基準について理解する。 <p>【演習内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の評価スケールを理解し、どのように行われるのかを実際に体験してみる。 |
| ③ 認知症に伴うこころとからだの変化と日常 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症における、中核症状や周辺症状を理解し、利用者への対応方法を知る。 <p>【演習内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の人とのコミュニケーションのとりかたや対応の方法について、ロールプレイを行い理解する。 |
| ④ 家族への支援 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護者（家族）の思いを理解し、介護職員としてどのように支えられるかについて理解する。 ・ 事例を通して、家族の介護負担感を和らげるために必要な支援について考える。 |
| 8 障害の理解 | |
| 項目名 | 講義内容及び演習の実施方法 |
| ① 障害の基礎的理解 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の概念、障害者を支える制度や仕組み、法律について理解する。 ・ 事例を通して、ICF の考え方について理解する。 |
| ② 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害や聴覚障害をはじめ、内部障害、精神障害等について、各々の疾患や症状、介護における留意点について理解する。 <p>【演習内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者や聴覚障害者の DVD 視聴をおこない、障害者がどのような生活を送り、どのような支援が必要かを考える。 |
| ③ 家族の心理、かかわり支援の理解 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の心理や障害受容、支援にあたっての留意点について理解する。 |

| 9 ところとからだのしくみと生活支援技術 | | |
|----------------------|---------------------------------|--|
| | 項目名 | 講義内容及び演習の実施方法 |
| 基本知識の学習 | ①介護の基本的な考え方 | 【講義内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・介護の理念や法的根拠、介護を行ううえでの視点について理解する。 ・利用者を主体とする介護のあり方について考える。 |
| | ②介護に関するところのしくみの基礎的理解 | 【講義内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・記憶や感情のメカニズムをはじめ、幸福感や生きがいを感じる自己の概念、老化や障害の受容、適応について知り、ところを理解したうえで行う介護は、尊厳を守る介護に通じることを理解する。 |
| | ③介護に関するからだのしくみの基礎的理解 | 【講義内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・人体の各部の名称や骨や関節の構造、中枢神経や自律神経と内部器官などの基礎的な知識を理解し、人体の構造やその働きを知ることが、安全で安楽な介護を提供するために重要なことだと知る。 |
| 生活支援技術の講義・演習 | ④生活と家事 | 【講義内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援としての家事サービスのあり方を明確にし、実際の調理、洗濯、掃除等の家事サービスにおける留意点を理解する。 【演習内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・調理、洗濯、清掃等を実際に行い、手順や方法を理解する。家事サービスを行う上での留意点や利用者への対応などをグループ等で考える。 |
| | ⑤快適な住環境整備と介護 | 【講義内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・快適な生活を送るために必要な居住環境の整備から、利用者が生活の各場面で活用できる福祉用具（機器）について理解する。 【演習内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・実際の住宅やお風呂場などを見学し、どのような危険性があるのか、どのような福祉用具の活用で安全性を保つことができるのかを考える。 |
| | ⑥整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 | 【講義内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・身なりを整えることの意義や目的、整容のために必要な支援の方法や技術について理解する。 【実技演習】 <ul style="list-style-type: none"> ・衣服の着脱、洗顔・洗面の支援、爪の手入れ、口腔ケアなどの支援や介護を実際に行い理解する。 |
| | ⑦移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 | 【講義内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・移動・移乗の意義をはじめ、安全で安楽な介助を行うためのボディメカニクス、人体の構造や基本姿勢の理解、具体的な介助技術について理解する。 【実技演習】 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体状況に応じた移動や移乗の介護技術を実際に行う。 （車いすへの移乗・移動、歩行介助（杖歩行など）） ・利用者の身体状況に応じた体位交換をおこない、安楽な姿勢を理解する。 ・移動や移乗時の補助具を実際に使用し介護を行い、その利用方法などを理解する。 |
| | ⑧食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 | 【講義内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・食事の意義と目的から、栄養に関する知識、代表的な疾病における栄養や調理、さらに食事介助の方法について理解する。 【実技演習】 <ul style="list-style-type: none"> ・食事介助を実際に行い、食事環境の整備や食事形態、食事の際の姿勢などの留意点を理解する。 |

| | | |
|----------|-----------------------------------|---|
| | ⑨入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴・清潔を保つことの意義や目的から、様々な入浴方法と入浴用具の活用法や入浴を阻害するところとからだの要因などについて理解する。 <p>【実技演習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全身清拭や部分清拭、入浴介助について実際に行い、その方法と入浴用具の利用法などを理解する。 |
| | ⑩排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄に関する基礎知識をはじめ、介助する際の個人のプライバシーや羞恥心への配慮など、利用者の尊厳を重視した介助のあり方を理解する。 <p>【実技演習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄用具を利用した介助をおこない、その活用法や留意点を理解する。(ポータブルトイレ、尿器・差込便器を利用した介助) ・オムツ交換をおこない介助の方法や留意点を理解する。 ・排泄介助の際の、プライバシー保護のための配慮や自尊心を傷つけない声掛けの方法を実際に行い、理解する。 |
| | ⑪睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・睡眠のメカニズムから、心地よい睡眠を確保するための環境や福祉用具の活用法、快い睡眠のための支援の方法を理解する。 ・睡眠がところとからだに与える影響について理解する。 <p>【実技演習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入眠時の寝室の環境を整える。 ・心地よい睡眠を確保するための環境として、褥瘡などをつくらないベッドメイキングをおこなう。 |
| | ⑫死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終末期のケアの基礎知識から、死にいたる過程、死を迎える高齢者と家族の心理と支援の方法を理解する。 ・死にゆく人の尊厳を守り、その人らしい死を迎えるための介護のあり方を考える。 |
| 生活支援技術演習 | ⑬介護過程の基礎的理解 | <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護過程の目的・意義・展開についての基礎知識から、介護過程に基づく介護展開の必要性について理解する。 <p>【演習内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例を基に、実際にアセスメントや介護計画の立案を行い、介護過程の展開についての知識を深める。 |
| | ⑭総合生活支援技術演習 | <p>【演習内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活場面や障害の状態の異なる方の事例を通し、具体的な介護内容や支援方法、介護の留意点などを含め介護を展開していき、今まで学んだ知識や技術を定着させる。 |
| 10 振り返り | | |
| | 項目名 | 講義内容及び演習の実施方法 |
| | ①振り返り | <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートなどを活用し、研修を通じて学んだことや、今後継続して学ぶこと、根拠に基づく介護の要点について振り返る。 <p>【演習内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入したワークシートをもとにグループでも話し合い、情報や感想、について共有する。さらに報告会を開き発表などをおこなう。 |
| | ②就業への備えと研修修了後における継続的な研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートなどを活用して本研修を受講して介護職員として働くためには継続して、どのような知識を必要とするか、どのような知識を身につける必要があるかを考える。 |

②科目別担当教員名（教員の氏名、略歴、保有資格）

| | 氏名 | 担当科目 | 資格・免許 |
|------|--------|--|----------------------------|
| 必置教員 | 依田 春佳 | <ul style="list-style-type: none"> ・職務の理解 ・介護における尊厳の保持・自立支援 ・介護の基本 ・介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ・介護におけるコミュニケーション技術 ・老化の理解 ・認知症の理解 ・障害の理解 ・こころとからだのしくみと生活支援技術 ・振り返り | 「福祉」教員免許 社会福祉士 介護福祉士 |
| | 古宮 雄大 | <ul style="list-style-type: none"> ・職務の理解 ・介護における尊厳の保持・自立支援 ・介護の基本 ・介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ・介護におけるコミュニケーション技術 ・老化の理解 ・認知症の理解 ・障害の理解 ・こころとからだのしくみと生活支援技術 | 「福祉」教員免許 |
| | 小田川 絃子 | <ul style="list-style-type: none"> ・職務の理解 ・介護における尊厳の保持・自立支援 ・介護の基本 ・介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ・介護におけるコミュニケーション技術 ・老化の理解 ・認知症の理解 ・障害の理解 ・こころとからだのしくみと生活支援技術 | 「福祉」教員免許 社会福祉士 |

| | | | |
|--|-------|---|----------------------------|
| | 上村 圭 | <ul style="list-style-type: none"> ・職務の理解 ・介護における尊厳の保持・自立支援 ・介護の基本 ・介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ・介護におけるコミュニケーション技術 ・老化の理解 ・認知症の理解 ・障害の理解 ・こころとからだのしくみと生活支援技術 | 「福祉」教員免許 |
| | 横川 真宜 | <ul style="list-style-type: none"> ・職務の理解 ・介護における尊厳の保持・自立支援 ・介護の基本 ・介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ・介護におけるコミュニケーション技術 ・老化の理解 ・認知症の理解 ・障害の理解 ・こころとからだのしくみと生活支援技術 | 「福祉」教員免許 社会福祉士 介護福祉士 |
| | 芦田 真衣 | <ul style="list-style-type: none"> ・職務の理解 ・介護における尊厳の保持・自立支援 ・介護の基本 ・介護・福祉サービスの理解と医療との連携 ・介護におけるコミュニケーション技術 ・老化の理解 ・認知症の理解 ・障害の理解 ・こころとからだのしくみと生活支援技術 | 「福祉」教員免許 社会福祉士 介護福祉士 |

(6) 実績情報

①過去の研修実数回数 11回

②過去の研修延べ参加人数 342名

(7) 連絡先等

※(3) - ③参照